

消防同意審査要領 審査上の留意事項

- 1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。
- 2 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査することとなるが、具体的な審査範囲は、消防法令（法、政令、省令等）についてはすべての規定、建築基準法令（建基法、建基政令、建基省令等）については、「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」（平成7年1月10日付け消防予第2号消防庁次長通知）の範囲とすること。
- 3 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。
- 4 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 5 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- 6 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 7 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防火・防災上必要な事項については、積極的に関係者にその旨を説明し、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- 8 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物係等の担当者との連絡・連携等に配慮すること。
- 9 耐火性能検証法及び防火区画検証法（建基政令第108条の3）並びに避難安全検証法（建基政令第128条の6・同第129条・同第129条の2）により、防火区画や避難規定に関する規定の適用除外を行っているものにあつては、建築物の形態、使用用途等で異なることから、適用される係数及び計算式等が適合しているかを審査し、また、適用除外規定、その根拠及び前提条件等について、消防同意調査書に記録をし、使用検査や査察時等に確認すること。
- 10 消防同意に際し設計者等と打ち合わせ等を行った場合、その内容が重要なものについては、日時、担当者、内容等が記載された打ち合わせ記録を作成すること。
- 11 審査の結果、前2で定める審査範囲内の各法令の規定に適合していない場合は原則として不同意とするが、消防同意が行政機関相互の内部行為であることから、申請者からの事前相談等の機会を活用して指導を行い、不備のない確認申請をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。
なお、軽微な補正等により防火に関する規定に適合可能なものは、建築主事又は指定確認機関と調整のうえ、補正を行うこと。
また、消防同意を行う際には、確認申請書の正本及び副本（電子申請を除く）、消防用図書（配置図、平面図、立面図、建具表、消防用設備等図その他必要な図書）を添付させるものとし、建築物の計画のうち、消防用設備等について、概要をもって同意を求められた場合は、確認申請書の正本、副本及び消防用図書に消防用設備等は消防法令に適合する旨を申請者に明記させること。
- 12 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日にあたる場合は、翌閉庁日を終了日とし、軽微な補正に要した期日については、期間

の算定には含まないものであること。

また、建築主事及び指定確認検査機関に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。